

# 平成 18 年分 所得税の改正のあらまし

税 務 署

I 平成18年分所得税の改正事項	1 ページ
II 平成17年度の改正事項のうち、平成18年分の所得税から適用される主なもの	6 ページ
III 平成18年度の改正事項のうち、平成19年分の所得税から適用される主なもの	7 ページ
IV その他の改正事項	8 ページ
○ この説明書において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。	
所法	所得税法
所令	所得税法施行令
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
平成18年所法等改正等法	所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)
平成18年所法等改正等法附則	所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)附則
平成18年改正所令附則	所得税法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第124号)附則
旧負担軽減措置法	所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律
旧所法	所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による改正前の所得税法
旧措法	所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による改正前の租税特別措置法
平成17年所法等改正法附則	所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則
平成17年改正所令附則	所得税法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第98号)附則
国通法	国税通則法
国通令	国税通則法施行令
平成18年改正国通令附則	国税通則法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第132号)附則
消法	消費税法
平成18年地法等改正法附則	地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則

- この説明書は、平成18年4月1日現在の平成18年分の所得税関係の税制改正のあらましについて説明したものです。
- 各改正事項については、別段の記載があるものを除き、原則、平成18年4月1日から施行されています。
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署(所得税担当)におたずねください。

- 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。
- 税金に関する疑問については、タックスアンサーをご利用ください。  
国税庁ホームページ [\[http://www.nta.go.jp\]](http://www.nta.go.jp)  
タックスアンサーホームページ [\[http://www.taxanswer.nta.go.jp\]](http://www.taxanswer.nta.go.jp)

## I 平成 18 年分所得税の改正事項

### 1 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度の創設(措法41の19の2、措令26の28の2)

(1) 居住者が、平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、一定の計画区域内において、その者の居住の用に供する家屋(昭和56年5月31日以前に建築された家屋で一定のものに限ります。)の一定の耐震改修(以下「住宅耐震改修」といいます。)をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、当該住宅耐震改修に要した費用の額の10%相当額(最高20万円)を控除することとされました。

\* 「一定の計画区域」とは、次に掲げる計画に定められた区域をいいます。

- ① 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に規定する地域住宅計画(住宅の耐震改修のための一定の事業を定めたものに限ります。)
- ② 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する都道府県耐震改修促進計画(住宅の耐震改修のための一定の事業を定めたものに限ります。)
- ③ 住宅耐震改修促進計画(地方公共団体が地震に対する地域の安全を確保する見地から独自に定める計画で、住宅の耐震改修のための一定の事業を定めたものをいいます。)

(2) 上記(1)の税額控除の適用に当たっては、確定申告書に、当該税額控除の金額の計算に関する明細書、地方公共団体の長の住宅耐震改修に関する証明書等を添付することとされています。

### 2 寄付金控除の改正(所法78)

寄付金控除について、適用下限額が5千円(改正前:1万円)に引き下げられました。

### 3 政党等寄付金特別控除の改正(措法41の18)

平成21年12月31日までに支出した寄付金に係る政党等寄付金特別控除について、税額控除の計算の対象となる政党等に対する寄付金の適用下限額が5千円(改正前:1万円)に引き下げられました。

#### 4 外貨建取引における円換算方法の整備（所法57の3）

個人が外貨建取引を行った場合における円換算方法について、原則として、その取引時の為替相場により換算することとし、為替予約により円換算額を確定させている場合には、一定の要件の下で、その確定させている円換算額により換算することが明確化されました。

#### 5 非永住者制度に係る所要の整備（所法2①四、120⑤）

居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人を非永住者とするものとされました。また、その年において非永住者であった期間を有する個人について、確定申告書に国籍等一定の事項を記載した書類を添付することとされました。

#### 6 勤労学生控除の対象となる専修学校等の設置者の範囲の拡大（所法2①三十二ロ、所令11の3①）

勤労学生控除の対象となる専修学校及び各種学校（以下「専修学校等」といいます。）の設置者の範囲に、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校等を設置する者が追加されました。

#### 7 公示制度の廃止（旧所法233）

申告書の公示制度が廃止されました。

この改正により、平成17年分以後の所得税の確定申告に係る公示は行われません。

#### 8 会社法の制定に伴う所要の整備

会社法の制定に伴い、次の改正が行われました。

##### (1) 配当等関係

イ 法人から支払等を受ける剰余金の配当その他の金銭等について、その原資に従って配当所得に係る配当等又は資本の払戻しとして取り扱うこととされました（所法24、25）。

《適用時期》 この改正は、配当等の支払に係る基準日が会社法の施行の日（平成18年5月1日、以下「会社法施行日」といいます。）以後であるもの等について適用されます（平成18年所法等改正等法附則4、5）。

ロ みなし配当の対象となる事由が、①非適格合併、②非適格分割型分割、③資本の払戻し、④残余財産の分配、⑤自己株式の取得等（自己株式の取得、出資の消却等、組織変更）とされました（所法25）。

《適用時期》 この改正は、原則として、①から⑤までの事由の発生日等が平成18年4月1日以後であるもの等に適用されます（平成18年所法等改正等法附則5）。

ハ 二以上の種類の株式を発行する法人が自己株式の取得等を行った場合において、配当等とみなす金額の計算の基礎となる「資本金等の額のうち株式等に対応する部分」の金額は、その株式の種類ごとに区分管理された資本金等の額（種類資本金額）を基礎として計算されることとされました（所令61②四）。

《適用時期》 この改正は、平成18年4月1日以後に行われる自己株式の取得等について適用されます（平成18年改正所令附則6④）。

ニ 確定申告を要しない配当所得（措法8の5）の対象となる非上場株式等に係る配当等は、一回の支払額が10万円に配当計算期間<sup>(注)</sup>の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下である配当等とされました。

(注)「配当計算期間」とは、その配当等の直前の配当等の支払の基準日の翌日からその配当等の支払の基準日までの期間をいいます。

《適用時期》 この改正は、配当等の支払に係る基準日が会社法施行日以後であるものについて適用されます（平成18年所法等改正等法附則77）。

ホ 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例（措法9の3）について、適用対象から除かれる大口株主の判定は、配当等の支払に係る基準日において行うこととされました。

《適用時期》 この改正は、配当等の支払に係る基準日が会社法施行日以後であるものについて適用されます（平成18年所法等改正等法附則78）。

##### (2) 株式等に関する取引関係

イ 個人の有する取得請求権付株式等につき、その請求権の行使等により譲渡をし、その対価としてその取得をする法人の株式等のみの交付を受けた場合（交付を受けた株式等の価額がその譲渡した有価証券の価額とおおむね同額となっている場合に限り）には、その譲渡がなかったものとみなすこととされました（所法57の4③）。

《適用時期》 この改正は、会社法施行日以後に請求権の行使等をする場合について適用されます（平成18年所法等改正等法附則8②）。

ロ 会社法第238条に定める募集事項の決定の決議等に基づき発行された新株予約権（その新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件若しくは金額であることとされるもの又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるものに限り）の権利行使時の収入金額とされる価額の計算について定められました（所令84）。

《適用時期》 この改正は、会社法施行日以後に発行法人から与えられた新株予約権等について適用されます（平成18年改正所令附則8）。

- ハ 発行人に対し新たな払込みを要しないで取得した株式又は新株予約権の取得価額は原則として零とすることとされました（所令109①三）。
- 《適用時期》 この改正は、会社法施行日以後に取得をする株式等について適用されます（平成18年改正所令附則9②）。
- ニ 株式の無償割当て（その有する株式と同一種類の株式の取得に限ります。）により取得した株式の取得価額の計算方法が定められました（所令111②）。
- 《適用時期》 この改正は、会社法施行日以後に生じた株式無償割当てにより株式を取得した場合について適用されます（平成18年改正所令附則9④）。
- ホ 特定の決議等により行われた株式無償割当てに関する調書及び無償割当てによる新株予約権の行使に関する調書の提出等調書制度について所要の整備を行うとともに、株式等の譲渡の対価の受領者の告知制度に係る株式等の範囲等の整備が行われました（所法224の3、228の2～228の4、234、242）。
- 《適用時期》 この改正は、会社法施行日以後に行われる株式無償割当て等について適用されます（平成18年所法等改正等法附則1六イ、18）。
- ヘ **特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等**（措法29の2①、⑤、⑥、⑦）の特例について、次の措置が講じられました。
- （イ）適用対象に会社法の決議に基づき付与された新株予約権が追加されました。
- （ロ）適用対象者の範囲に、執行役が加えられました。
- （ハ）特定新株予約権等の付与に関する調書及び特定株式等の異動状況に関する調書について、光ディスク等による提出の特例が設けられました。
- 《適用時期》 上記（イ）から（ハ）までの改正は、会社法施行日以後に行われる付与決議に基づき締結される契約により与えられる特定新株予約権等に係る株式について適用されます（平成18年所法等改正等法附則88①）。
- なお、執行役が会社法施行日前に行われた付与決議に基づき締結された契約（一定の要件が定められているものに限ります。）により与えられた新株予約権（以下「旧新株予約権」といいます。）につき、その人が会社法施行日前にその契約に従ってその新株予約権を行使したもの以外の旧新株予約権についてもこの制度の対象となります（平成18年所法等改正等法附則88②）。
- （ニ）上記（ハ）の調書の提出に関する国税職員の質問検査権を設けるとともに、当該調書の提出等の義務に対する違反行為について所要の罰則規定が設けられました（措法29の2⑨～⑪、42の3）。
- 《適用時期》 上記（ニ）の改正は、平成19年1月1日以後の質問若しくは検査又は提出について適用されます（平成18年所法等改正等法附則88③）。
- ト **株式等に係る譲渡所得等の課税の特例**（措法37の10）について、対象となる株式等の範囲に株式の割当てを受ける権利等を追加する等所要の整備が行われました。
- 《適用時期》 この改正は、会社法施行日以後に行う株式等の譲渡について適用されます（平成18年所法等改正等法附則90）。
- チ **上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例**（措法37の11）及び**特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税**（措法37の14（旧措法37の14の2））の適用対象となる譲渡の範囲に、発行人が行う一株に満たない端数に係る上場株式等及び特定上場株式等の競売等による当該上場株式等及び当該特定上場株式等の譲渡が追加されました。
- 《適用時期》 この改正は、会社法施行日以後に行う上場株式等及び特定上場株式等の譲渡について適用されます（平成18年所法等改正等法附則91、94）。

## 9 その他の主な改正事項

### <事業所得等関係>

#### （減価償却等関係）

- (1) **試験研究を行った場合の所得税額の特別控除**（措法10）について、次の改正が行われました。
- イ 増加試験研究費の特別税額控除及び試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の特別税額控除割合の上乗せ（旧措法10①）が廃止されました。
- ロ 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度について、試験研究費の額のうち比較試験研究費の額を上回る部分の特別税額控除割合に100分の5を加える特例が平成19年分及び平成20年分の2年間の時限措置として講じられました（措法10①、⑥）。
- ハ 中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費の額のうち比較試験研究費の額を上回る部分の特別税額控除割合に100分の5を加える特例が平成19年分及び平成20年分の2年間の時限措置として講じられました（措法10④、⑥）。
- ニ 特別試験研究費の範囲に、希少疾病用医薬品等に関する試験研究費が加えられました（措法10⑦三）。
- (2) **エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除**（措法10の2）について、その適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。
- (3) **中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除**（措法10の3）について、対象資産

に一定のソフトウェアを加えるとともに、その適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。

- (4) **情報通信機器等**を取得した場合等の**特別償却又は所得税額の特別控除**（旧措法10の6）が廃止されました。
- (5) **情報基盤強化設備等**を取得した場合等の**特別償却又は所得税額の特別控除**（措法10の6）が2年間の時限措置として創設されました。

青色申告書を提出する個人が、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの期間（以下この項において「指定期間」といいます。）内に、情報基盤強化設備等の取得等をして、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合において、一定の要件を満たすときは、その情報基盤強化設備等の取得価額の100分の50相当額の**特別償却**と100分の10相当額の**特別税額控除**との選択適用ができることとされました。

また、青色申告書を提出する個人が指定期間内に、一定のリース情報基盤強化設備等の賃借をして、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合において、一定の要件を満たすときは、リース費用の総額の一定の金額について100分の10相当額の**特別税額控除**ができることとされました。

ただし、その年分の事業所得に係る所得税額の100分の20相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとされています。

- (6) **特定設備等の特別償却**（措法11）について、適用対象から電線類地中化設備に係る措置が除外されました。
- (7) **地震防災対策用資産の特別償却**（措法11の2）について、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、青色申告書を提出する個人が、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に、耐震診断により耐震改修が必要とされた特定建築物について同法の計画の認定を受けた計画に基づき行う耐震改修工事に伴い取得等をする建物部分について、その取得価額の100分の10相当額の**特別償却**ができる措置が講じられました。
- (8) **開発研究用設備の特別償却**（旧措法11の3）が廃止されました。
- (9) **特定電気通信設備等の特別償却**（措法11の4（旧措法11の6））について、電気通信利便性充実設備に係る措置について、有線テレビジョン放送に係る一定の設備の償却割合の上乗せ措置が廃止された上で、その適用期限が平成20年3月31日まで延長されました。

《適用時期》 この改正は、平成18年6月1日以後に取得等をする減価償却資産について適用されます（平成18年所法等改正等法附則83⑤）。

- (10) **商業施設等の特別償却**（措法11の5（旧措法11の7））について、適用対象から中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に係る措置が除外されました。
- (11) **再商品化設備等の特別償却**（措法11の7（旧措法11の9））について、生物資源を利用した製品を製造するための機械その他の減価償却資産につき取得価額の100分の14相当額の**特別償却**ができる措置を加えるとともに、再生資源を利用した製品を製造するための機械その他の減価償却資産に係る措置を除外した上、その適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。
- (12) **障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等**（措法13）について、障害者雇用割合の計算の基礎となる雇用障害者数の範囲に精神障害者である短時間労働者を加えるとともに、その適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。
- (13) **農業経営改善計画を実施する個人の機械等の割増償却**（措法13の3）について、適用対象から共同改善計画に係る措置が除外されました。
- (14) **漁業経営改善計画を実施する個人の漁船の割増償却**（旧措法13の4）が廃止されました。
- (15) **優良賃貸住宅等の割増償却等**（措法14）について、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日から平成20年3月31日までの間に取得等をする中心市街地優良賃貸住宅につき、5年間、償却費の額の100分の36（耐用年数が35年以上のものについては、100分の50）の割増償却ができる措置が加えられるとともに、本制度の対象となる賃貸住宅から特定優良賃貸住宅が除外されました。  
《適用時期》 この改正は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日以後に取得又は新築をする中心市街地優良賃貸住宅について適用されます（平成18年所法等改正等法附則83⑩）。
- (16) **倉庫用建物等の割増償却**（措法15）について、その適用期限が平成19年3月31日まで1年延長されました。

#### （準備金関係）

- (1) **金属鉱業等鉱害防止準備金**（措法20）について、その適用期限が平成20年まで2年延長されました。
- (2) **特定災害防止準備金**（措法20の2、20の3）について、適用対象から最終処分災害防止準備金（維持管理積立金の積立てがされるべき特定廃棄物最終処分場に係るものを除きます。）を除外した上、特定廃棄物最終処分場の維持管理積立金に係る措置について、その適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。

#### （その他）

- (1) **家事関連費等の必要経費不算入等**（所法45）について、個人が供与をする賄賂の額は必要経費等に算入しないこととされました。
- (2) **中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例**（措法28の2）について、少額減価償却資産（取得価額が10万円未満のものを除きます。）の取得価額の合計額が300万円を超える場合には、その超える部分に係る減価償却資産を対象から除外した上、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得等をする減

価償却資産について適用することとされました。

#### <譲渡所得関係>

- (1) 株式交換及び株式移転（以下「株式交換等」といいます。）において、株式交換等に係る完全子法人の株主に、その完全親法人の株式以外の資産が交付されなかった場合には、当該完全子法人の株式の譲渡がなかったものとみなすこととされました（所法57の4①、②）。

《適用時期》 この改正は、平成18年10月1日以後に行う株式交換等による譲渡について適用されます（平成18年所法等改正等法附則8①）。

- (2) **特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例**（措法37）について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限が平成23年12月31日まで5年延長（国内にある土地等、建物又は構築物で、当該個人により取得がされたこれらの資産のうちその譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間が10年を超えるものを除きます。）されました。

イ 次の買換えが適用対象から除外されました。

(イ) 低開発地域工業開発地区等及び誘致区域の外から低開発地域工業開発地区等内への買換えのうち低開発地域工業開発地区に係る措置

(ロ) 特定農山村地域内の所有権移転等促進計画に定めるところによる買換え

(ハ) 沿道地区計画の区域内の沿道整備権利移転等促進計画に定めるところによる買換え

ロ 船舶から船舶への買換えのうち漁船から漁船への買換え以外のものについて、適用対象となる買換え資産が一定の要件に該当する船舶に限定されました。

- (3) **既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例**（措法37の5）について、適用対象となる中高層の耐火共同住宅建築事業の施行区域の範囲に、中心市街地の活性化に関する法律の認定基本計画に基づいて行われる中心市街地共同住宅供給事業（都市福利施設の整備を行う事業と一体的に行われるものに限り、）の区域が加えられました。

《適用時期》 この改正は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日以後に行う譲渡資産の譲渡について適用されます（平成18年所法等改正等法附則89⑩）。

- (4) **特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例**（措法37の9の4）として、国有財産特別措置法の普通財産のうち一定の土地（以下「特定普通財産」といいます。）に隣接する土地（当該特定普通財産の上に存する権利を含みます。）を有する者が、同法の交換の特例により当該隣接する土地と当該特定普通財産との交換をしたときは、一定の要件の下で、課税の繰延べの特例措置が講じられました。

《適用時期》 この改正は、国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律の施行の日以後に行う所有隣接土地等の交換について適用されます（平成18年所法等改正等法附則89⑪）。

- (5) **株式交換又は株式移転に係る課税の特例**（旧措法37の14）が廃止されました。

\* 平成18年10月1日以前に行った特定子会社株式の移転による譲渡に係る所得税については、従前のおりとされています（平成18年所法等改正等法附則93①）。

#### <その他>

- (1) **国庫補助金等の総収入金額不算入**（所法42）について、固定資産の取得又は改良に係る補助金の交付金化に伴う所要の措置が講じられました。

- (2) **同族会社等の行為又は計算の否認等**（所法157）について、法人税等において同族会社等の行為又は計算の否認制度の適用があった場合における所要の整備が行われました。

《適用時期》 この改正は、所法157①から③までの規定は法人が平成18年4月1日以後に行う行為又は計算について適用し、所法157④の規定は法人が平成18年10月1日以後に行う行為又は計算について適用されます（平成18年所法等改正等法附則15）。

- (3) **支払調書及び支払通知書**（所法225）について、保険契約の締結の代理報酬に係る支払調書制度の適用対象に生命保険契約の締結の代理報酬が追加されました。

- (4) **民間国外債等の利子の課税の特例**（措法6）及び**民間国外債の発行差金の非課税**（措法41の13）について、その適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。

- (5) **特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税**（措法7）について、その適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。

- (6) **給与と所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例**（措法29）について、その適用期限が平成20年12月31日まで2年延長されました。

- (7) **外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例**（措法42の2）について、その適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。

- (8) **給与の源泉徴収票等の電子交付**

給与等の支払をする者は、給与所得の源泉徴収票又は給与等の支払明細書（以下「給与の源泉徴収票等」といいます。）の交付に代えて、給与等の支払を受ける者の承諾を得て、給与の源泉徴収票等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました。ただし、当該給与等の支払を受ける者の請求があるとき

は、書面により給与の源泉徴収票等を交付しなければならないこととされています（所法226、231）。

（注）給与所得のある方が確定申告書を提出する場合には、確定申告書に給与所得の源泉徴収票を添付する必要がありますが、この場合には、電磁的に提供を受けた者によるプリントアウトしたものではなく、従来どおり書面により交付を受けたものを添付する必要があります。

また、上記ただし書の書面による給与の源泉徴収票等の交付義務に対する違反行為について所要の罰則規定が設けられました（所法242）。

《適用時期》 この改正は、平成19年1月1日以後に交付する給与の源泉徴収票等について適用されます（平成18年所法等改正等法附則20、21）。

#### （9）特定口座年間取引報告書の電子交付

証券業者等は、特定口座年間取引報告書の交付に代えて、特定口座を開設している居住者等の承諾を得て、特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました。ただし、その居住者等の請求があるときは、書面により特定口座年間取引報告書を交付しなければならないこととされています（措法37の11の3）。

（注）確定申告書に特定口座年間取引報告書を添付する場合は、電磁的に提供を受けた者によるプリントアウトしたものではなく、従来どおり書面により交付を受けたものを添付する必要があります。

また、上記ただし書の書面による特定口座年間取引報告書の交付義務に対する違反行為について所要の罰則規定が設けられました（措法42の3）。

《適用時期》 この改正は、平成19年1月1日以後に交付する特定口座年間取引報告書について適用されます（平成18年所法等改正等法附則92）。

## II 平成17年度の改正事項のうち、平成18年分の所得税から適用される主なもの

### 1 定率減税額の引下げ（旧負担軽減措置法6、7、12、14、別表第1～別表第3）

- ① 定率減税の額について、次のように引き下げられ、平成18年分以後の所得税について適用することとされました（平成17年所法等改正法附則61）。

（改正前）	（改正後）
所得税額の20%相当額	所得税額の10%相当額
〔20%相当額が25万円を 超える場合には、25万円〕	〔10%相当額が12万5千円を 超える場合には、12万5千円〕

- ② 上記①の改正に伴い、給与等に係る源泉徴収税額表及び公的年金等に係る源泉徴収すべき所得税の額から控除する公的年金等定率控除額について、定率減税の額の引下げを織り込んだものに改められることとされ、平成18年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等について適用することとされました（平成17年所法等改正法附則63、64）。

### 2 教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除の創設（措法10の7）

- ① 青色申告書を提出する個人の平成18年から平成20年までの各年の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される一定の教育訓練費の額が、その年の前2年以内の各年の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の平均額を超える場合には、その超える部分の金額の100分の25相当額の所得税額の特別控除を認めることとされました。ただし、その年分の事業所得の金額に係る所得税額の100分の10相当額が限度とされます。

- ② 青色申告書を提出する中小企業者に該当する個人については、上記①の制度の適用に代えて、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される一定の教育訓練費の額に対し次の割合による所得税額の特別控除を選択適用することを認めることとされました。ただし、その年分の事業所得の金額に係る所得税額の100分の10相当額が限度とされます。

イ 教育訓練費増加割合（その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額からその年の前2年以内の教育訓練費の平均額を控除した金額のその平均額に対する割合）が100分の40以上 100分の20

ロ 教育訓練費増加割合が100分の40未満 教育訓練費増加割合に0.5を乗じた割合

### 3 特定組合員の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設（措法41の4の2）

不動産所得を生ずべき事業を行う民法組合等（外国におけるこれに類似するものを含む。）の個人組合員（組合事業に係る重要な業務の執行の決定に関与し、契約を締結するための交渉等を自ら執行する個人組合員を除きます。）が、平成18年以後の各年において、その年分の不動産所得の金額の計算上、組合事業から生じた不動産所得の損失額については、生じなかったものとみなす措置が講じられました。

### 4 外国税額控除について、対象となる外国所得税に、租税条約の規定において外国税額控除の適用に当たって考慮しないものとされる税を含まないこととされました（所令221、平成17年改正所令附則5）。

### 5 金融類似商品に係る収益に対する分離課税等の適用対象に、外国通貨で表示された預貯金でその元本及び利子をあらかじめ約定した率により他の外国通貨に換算して支払うこととされているものの一定の差益が加えられ、平成

18年1月1日以後に預入をする預貯金で同日以後に支払を受けるべき差益について適用することとされました（所法174、平成17年所法等改正法附則7）。

**6 平成18年分の所得税の予定納税基準額の計算の特例**（所法104、旧負担軽減措置法7、平成17年所法等改正法附則61）  
平成18年分の所得税に係る予定納税基準額の計算について、次の①の金額から②の金額を控除した金額とされました。

- ① 旧負担軽減措置法第6条第1項〔定率による税額控除の特例〕の規定の適用がないものとした場合における平成17年分の課税総所得金額に係る所得税の額（所得金額のうち、譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額がある場合には、これらの金額がなかったものとして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定の適用を受けている場合には、その適用がなかったものとして計算した額（以下「調整後所得税額」といいます。））から、当該調整後所得税額の100分の10に相当する金額（最高12万5千円）を控除した金額
- ② 平成17年分の課税総所得金額の計算の基礎となった各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべきであった所得税の額（当該各種所得のうち一時所得、雑所得又は雑所得に該当しない臨時所得がある場合には、これらの所得につき源泉徴収をされた又はされるべきであった所得税の額を控除した額）

### Ⅲ 平成18年度の改正事項のうち、平成19年分の所得税から適用される主なもの

**1 定率減税の廃止**（平成18年所法等改正法14（負担軽減措置法の廃止））

平成18年分をもって、定率減税（10% 最高12万5千円）が廃止されることになりました。

**2 所得税の税率の改正**（所法89、旧負担軽減措置法4）

所得税の税率構造が次のように改められ、平成19年分以後の所得税について適用することとされました（平成18年所法等改正法附則11）。

（改正前）		（改正後）	
〔適用課税所得〕	〔税率〕	〔適用課税所得〕	〔税率〕
330万円以下の金額	10%	195万円以下の金額	5%
900万円以下の金額	20%	330万円以下の金額	10%
1,800万円以下の金額	30%	695万円以下の金額	20%
1,800万円超の金額	37%	900万円以下の金額	23%
		1,800万円以下の金額	33%
		1,800万円超の金額	40%

**3 給与等に係る税額表の見直し**（所法別表第2～別表第4）

上記1及び2の改正に伴い、給与等に係る税額表（所法別表第2～別表第4）の見直しが行われ、平成19年1月1日以後に支払うべき給与等について適用することとされました（平成18年所法等改正法附則16①）。

**4 特定公的年金等に対する源泉徴収税率の引下げ**（所法203の3）

特定公的年金等に対する源泉徴収税率が5%（改正前：10%）に引き下げられ、平成19年1月1日以後に支払うべき特定公的年金等について適用することとされました（平成18年所法等改正法附則17）。

（注）「特定公的年金等」とは、公的年金等のうち、受給者が「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出した公的年金等の支払者から支払を受けるものをいいます。

**5 地震保険料控除の創設**（所法77）

損害保険料控除を改組し、居住者が、その有する居住用家屋・生活用動産を保険等の目的とし、かつ、地震等を直接又は間接の原因とする火災等による損害により生じた損失の額をてん補する保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等を支払った場合には、その保険料等の金額の合計額（最高5万円）をその年分の総所得金額等から控除する地震保険料控除が創設されました。

なお、居住者が、平成19年以後の各年において、平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料等を支払った場合には、従前の長期損害保険料控除と同様の計算による金額（最高1万5千円）をその年分の総所得金額等から控除することができることとされました（上記の控除と合わせて最高5万円）。この場合において、当該長期損害保険契約等が上記の損害保険契約等にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当するものとされています（平成18年所法等改正法附則10）。

**6 平成19年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例**（平成18年所法等改正法附則12）

平成19年分の所得税に係る予定納税基準額の計算について、次の①と②の金額のうちいずれか少ない金額から、平成18年分の課税総所得金額の計算の基礎となった各種所得につき源泉徴収された又はされるべき所得税の額（当該各種所得のうち一時所得、雑所得又は雑所得に該当しない臨時所得がある場合には、これらの所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額を控除した額）を控除した金額とされました。

- ① 平成18年分の課税総所得金額に係る所得税の額（所得金額のうち、譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額がある場合には、これらの金額がなかったものとして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定の適用を受けている場合には、その適用がなかったものとして計算した額）
- ② 旧負担軽減措置法第4条〔居住者の最高税率の特例〕の規定により読み替えられた旧所法の税額の計算の規定を適用し、旧負担軽減措置法第6条第1項〔定率による税額控除の特例〕の規定を適用しないものとした場合における平成18年分の課税総所得金額に係る所得税の額（所得金額のうち、譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額がある場合には、これらの金額がなかったものとして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定の適用を受けている場合には、その適用がなかったものとして計算した額。以下「調整後所得税額」といいます。）から、当該調整後所得税額の100分の10に相当する金額（最高12万5千円）を控除した金額

## IV その他の改正事項

### <国税通則法関係>

- 1 **郵送等に係る書類の提出時期**（国通法22）について、後続の手續に影響を及ぼすおそれのない書類として国税庁長官が定めるものが郵便等により提出された場合には、その郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなすこととされました。
- 2 **無申告加算税**（国通法66、国通令27の2）について、次の措置が講じられ、平成19年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用することとされました（平成18年所法等改正等法附則73、平成18年改正国通令附則1）。
  - (1) 無申告加算税の割合（改正前：一律100分の15）について、納付すべき税額が50万円を超える部分に対する割合が100分の20に引き上げられました。
  - (2) 調査があったことにより決定があるべきことを予知して提出されたものでない期限後申告書の提出があった場合において、期限内申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合で、かつ、法定申告期限から2週間を経過する日までに提出されたものである場合には、無申告加算税を課さないこととされました。
- 3 **更正の請求**（国通令6①五）について、申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に係る国税庁長官の法令の解釈が、判決等に伴って変更され、変更後の解釈が公表されたことにより、その課税標準等又は税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなったことを知った場合には、その日の翌日から2か月以内に更正の請求をすることができることとされました。

《適用時期》 この改正は、平成18年4月1日以後に、当該条項に規定する理由が生じた場合について適用されず（平成18年改正国通令附則2）。

### <消費税法関係>

災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者が、簡易課税制度につき、適用すること又は不適用とすることが必要となった場合において、税務署長の承認を受けたときは、簡易課税制度選択適用届出書又は簡易課税制度選択不適用届出書を当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間の初日の前日に提出したものとみなす等の措置が講じられました（消法37の2）。

《適用時期》 この改正は、災害その他やむを得ない理由のやんだ日が平成18年4月1日以後に到来する場合における当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間から適用されます（平成18年所法等改正等法附則63）。

### <地方税法関係>

#### **個人の道府県民税及び市町民税の住宅借入金等特別税額控除の創設**（平成18年地法等改正法附則5の4）

平成19年分以降の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（平成11年から平成18年までに入居した者に限ります。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別控除額と当該年分の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に税源移譲のための改正前の税率を適用した場合の所得税額（住宅借入金等特別控除額の適用がないものとした場合の所得税額とします。）のいずれか小さい金額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とします。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該控除した残額に相当する金額を当該翌年分の所得割の額から控除することとされました。

なお、当該措置は、対象者から市町村長への申請に基づき、実施することとされています。